

東日本大震災復興特別区域法のQ&A（第1弾）

目次

1	計画作成手続き		
	(1) 協議会		
	ア 国と地方の協議会	…	P 1
	イ 地域協議会	…	P 1
	(2) 国の柔軟な対応・地方の負担軽減	…	P 1
	(3) その他	…	P 1
2	計画作成に対する国の支援	…	P 1
3	計画記載事項		
	(1) 復興産業集積区域	…	P 2
	(2) 税制上の特例が適用される区域(法第2条第3項第2号イの地域)	…	P 2
	(3) 対象とする業種	…	P 2
	(4) 内容の熟度	…	P 3
	(5) その他	…	P 3
4	税制上の特例の適用の可否	…	P 3
5	利子補給	…	P 4
6	その他	…	P 4

分類	Q	A
1 計画作成手続き		
(1) 協議会 ア 国と地方の協議会	復興推進計画を作成する際は、国と地方の協議会において議論しなくてはならないのか。	復興推進計画作成にあたり、国と地方の協議会の関与はない。
(1) 協議会 イ 地域協議会	復興推進計画の策定に当たり地域協議会は必ず設置しなければならないのか。	復興推進計画の策定に当たっては、一部の特例措置（食料供給等施設整備事業、特定水力発電事業、復興特区支援貸付事業）を活用する場合を除き、地域協議会の設置は任意である。
	地域協議会はどのような単位で設置すればよいのか。例えば、施策のテーマや特例の中身毎に設置する必要があるのか。	地域協議会の設置及び設置する単位は、自治体の判断であり、あくまでも地域の実情、プロジェクトの内容に即したものにしていなければならない。
	地域協議会は「地域協議会」という名称でなければならないのか。また、既存の検討会を地域協議会とみなしてもよいのか。	地域協議会という名称は法律上のものであり、同じ役割を担うのであれば、各地で独自の呼び方をしてもよい。また、既存の検討会を地域協議会としてもよい。
	復興推進計画の作成や地域協議会の設置については、議会の議決を必要とするのか。	復興推進計画の作成や地域協議会の設置について、議会の議決を義務付けているものではないが、各地方公共団体の判断で、議会にも説明し、必要に応じて議決を得て頂いて構わない。
(2) 国の柔軟な対応・地方の負担軽減	3つの計画はバラバラに作成しなくてはならないのか。	記載事項のどの部分がそれぞれの計画に該当するのか明確であれば、1つの計画として策定することも可能である。
	地方公共団体が既に策定した復興に係る計画を復興推進計画として活用することはできないのか。	どの部分がそれぞれの計画に該当するのか明確であれば、地方公共団体が既に策定した復興に係る計画の中に復興推進計画等に係る事項を記載して、復興推進計画等と位置付けることも可能である。
	当面必要となる事業を復興推進計画等に記載し、急ぎでない事業は後日計画に記載するといった段階的な計画の作成は可能か。	当初の計画には実施予定が確実な事業のみを記載し、その後、必要に応じて計画を改訂して記載事項を拡充することや、新たな計画を追加して作成することも可能である。
(3) その他	県が市町村の代わりに復興推進計画を作成することは可能か。	市町村の合意を得ることができれば、県がご指摘のような復興推進計画を作成することは可能である。また、県と市町村が共同して作成することも可能である。
2 計画作成に対する国の支援	計画作成に係る各種相談は、国のどこが対応するのか。	復興庁設置前は、現地対策本部及び復興対策本部事務局に、復興庁設置後は復興局及び復興庁に、幅広くご相談頂きたい。
	市町村は、県を通じて国に相談しなければならないのか。	県を通じてご相談いただいても、市町村から直接国へご相談いただいても、どちらでも構わない。ただし、計画作成に当たり、市町村と県との間で、必要な連絡や調整は随時行っていただきたい。

3 計画記載事項

(1) 復興産業集積区域	市町村（県）の区域全部を復興産業集積区域として定めることは可能か。	地方公共団体が復興産業集積区域を設定する際には、住宅地や自然環境の保全が必要な地域を除外するなど、最低限の事項を考慮した上で、産業集積の形成等を戦略的に推進すべき区域を地域の実情に応じて設定することとしており、市町村（県）の区域全域を対象とすることは想定していない。
	復興産業集積区域は、工業団地や都市計画法上の工業専用地域等に限定して定める必要があるのか。	工業団地や都市計画法上の工業専用地域や工業地域等の用途地域に限定されるものではない。
	一市町村に複数の復興産業集積区域を定めることは可能か。	可能である。
	「復興産業集積区域」は、既に一定の産業集積が形成されている区域も対象とすることは可能か。	既に一定の産業集積が形成されている区域であっても、地方自治体が、当該区域において産業集積の形成及び活性化の取組を推進しようとする意思を有しているのであれば、当該区域を復興産業集積区域として設定することは可能である。
	複数の市町村の区域をまたいで復興産業集積区域を設定することは可能か。	可能である。ただし、産業集積の形成及び活性化の推進に当たり、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域をもって設定する必要がある。 なお、この場合には、県が復興推進計画を作成するか、複数市町村が共同して復興推進計画を作成する必要がある。
	計画において復興産業集積区域は必ず地番を用いて定めなければならないのか。	例えば、「〇〇市△△」「◆◆市●●町▼▼」のように、復興産業集積区域の境界を明確に定めることができるのであれば、地番を用いて定める必要はない。
(2) 税制上の特例措置が適用される区域（法第2条第3項第2号イの地域）	「日常的な取引関係の発生が見込まれる等当該事業の実施の経済的波及効果により、雇用等被害地域において新規投資や雇用機会の創出が見込まれる場合における、当該事業の実施区域」は、どのようにして特定するのか。	集積を目指す業種、雇用等被害地域との間の道路等の交通アクセス等を総合的に勘案し、当該区域において事業が実施されることにより、雇用等被害地域における新規投資や雇用機会の創出が見込まれるか判断をした上で、対象となる区域を特定し計画に記載することになる。
(3) 対象とする業種	税制上の特例の対象となる集積を目指す業種について、全業種とすることは可能か。	集積を目指す業種は、地域において戦略的にその集積の形成及び活性化を図ろうとする業種であることから、地域における産業振興の戦略に基づき強みとなる地域特性や地域資源の活用を考慮して定めていただく必要があり、また、地域における集積の支援のための施策（企業立地補助金の交付、関連する社会資本の整備等）との整合性を考慮して定めていただく必要がある。なお、全業種とすることは想定していない。
	税制上の特例の対象となる集積を目指す業種について、既に集積が存在する業種を定めることは可能か。	既に地域において集積している業種を選ぶことは可能である。

	税制上の特例の対象は製造業に限定されるのか。	税制上の特例の対象となる業種は、地方公共団体が、復興推進計画において集積を目指す業種として定めたものである。集積を目指す業種は製造業以外の業種を定めることも可能であり、第1次産業、第3次産業の業種も可能である。
(4) 内容の熟度	復興推進計画に記載する復興推進事業について、必ず実施主体が決まっている必要があるのか。	一部の特例を除き、必ずしも計画作成時点において事業主体が決まっている必要はない。例えば、産業集積に係る課税の特例の対象となる復興推進事業は、計画作成時点において、実施主体が決まっている必要はない。
(5) その他	産業集積に関する税制上の特例に特化した復興推進計画を作成する場合には、計画に記載しなければならない事項如何。	計画の区域、目標、目標を達成するために推進しようとする取組の内容等の他、主に以下の事項を記載する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・復興産業集積区域の区域 ・復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す業種 ・雇用等被害地域 ・雇用等被害地域から通勤圏内にある区域 ・日常的な取引関係の発生が見込まれる等当該事業の実施の経済的波及効果により、雇用等被害地域において新規投資や雇用機会の創出が見込まれる場合における、当該事業の実施区域
4 税制上の特例の適用の可否	税制上の特例のうち投資に係る特別償却・税額控除について、いつの時点の投資から対象となるのか。	原則として、復興推進計画が認定され、当該計画を作成した認定地方公共団体が事業者を指定した後に、当該指定を受けた事業者が対象となる減価償却資産を事業の用に供した場合に、特別償却・税額控除が適用される。ただし、同一事業年度内であり、かつ、復興推進計画の認定後であれば、事業者が指定を受ける前に対象となる減価償却資産を事業の用に供した場合も、特別償却・税額控除が適用される。
	税制上の特例のうち投資に係る特別償却・税額控除について、特区法施行前であるが平成23年3月11日以降に減価償却資産を事業の用に供した場合も適用されるか。	税制上の特例のうち投資に係る特別償却・税額控除は、法の規定により、法の施行以前に減価償却資産が事業の用に供された場合は適用されない。これは、企業の新規投資を促進するという政策目的のための税制であるという考え方に基づくものである。
	震災直後から地域で努力した企業には税制上の特例は適用されないのか。	税制上の特例のうち被災雇用者等へ支給する給与等の10%の税額控除は、被災雇用者等へ給与等を支給することが要件であり、ご指摘のような既存企業にも広く適用が可能である。

5 利子補給	<p>利子補給を受けるために必要となる手続きや計画記載事項はどのようなものか。</p>	<p>利子補給を受けるためには、地方公共団体が作成した復興推進計画の認定の後、国による金融機関の指定、国と指定金融機関との利子補給契約の締結等の手続きが必要となる。更に、指定金融機関が地域協議会の構成員であることが必要である。</p> <p>また、復興推進計画には、計画の区域、目標、目標を達成するために推進しようとする取組の内容等の他、主に以下の事項を記載する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付けの対象となる事業が、復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明 ・指定金融機関から事業を実施する単独の事業者での融資合計額 ・事業者の資金計画
6 その他	<p>どの地域でどのように行うか等は未定であるが復興のために重要と考えられる構想段階にあるプロジェクトについて、復興特区制度を活用することは可能か。</p>	<p>復興に資すると考えられるプロジェクト構想があり、地方公共団体、民間事業者等による推進の方向性がある程度固まっている場合には、例えば、プロジェクト単位で地域協議会を組織し、協議を進め、必要に応じて新たな規制の特例措置等に関する提案を行い、国と地方の協議会にこのプロジェクトに対応する分科会を設置して、国の制度の改善を図ったり、既存の制度による支援を受ける等の進め方が考えられる。</p>